

40歳～74歳の第二種組合員（従業員）様

令和6年度 健診のご案内

受診日時点で40歳～74歳の「第二種組合員（従業員）」が対象です。

※令和6年4月1日時点の被保険者の方にご案内しております。

① 勤務先で実施される「事業者健診」を令和7年3月31日までに受診してください。

※「事業者健診」とは、労働安全衛生法第66条に基づいて、事業者が実施しなければならない定期健康診断のことで、労働者は受診する義務があります。

※事業者健診の費用は、事業者が負担すべきものとされています。

※年度末は医療機関が混み合うことが予想されます。余裕をもって受診してください。

② 事業者健診を受診後、以下の書類に必要事項をご記入の上、事業者に提出してください。

◇特定健康診査項目結果報告書（本パンフレット3ページ）

<基本的な健診項目>はすべて記入してください。
(健診結果(写)の添付があれば記入不要)

◇質問票（本パンフレット4ページ）

※本組合では事業者に対し従業員が受診した健診結果を令和7年4月末までに組合へ提出いただくようお願いしておりますのでご協力のほどお願いいたします。

③ 健診結果受領後、該当の方に対して保健指導を行います。

※詳細は2ページをご覧ください。

特定保健指導のご案内

健診結果受領後、メタボリックシンドローム該当者および予備群のうち、服薬管理を受けていない方に対し、レベル別（動機付け支援・積極的支援）に保健指導を行います。対象となる方には直接、特定保健指導利用券をお送りいたしますので、案内に従って保健指導をお受けください。

なお、保健指導終了までには数カ月かかるため、結果受領時期によっては保健指導のご案内ができない場合があります。

早めの健診受診、結果報告にご協力をお願いします。

よくある質問

Q. 自身の所属する医療機関での健診はできますか？

A. 可能です。また、特定健診実施機関でなくても受診いただけます。

Q. 自己負担はありますか？

A. 自己負担はありません。事業者健診の費用は事業者が負担し、特定保健指導（利用券による）の費用は医師国保組合が負担いたします。

Q. 受診券はないですか？

A. 法令上、特定健診よりも事業者健診が優先されるため、第二種組合員の方の受診券は発行しません。

Q. 特定健診は、事業者健診と健診項目は同様ですか？

A. 事業者健診と特定健診では健診項目が違います。第二種組合員の方は事業者健診の受診をお願いいたします。

ご不明なこと等がございましたら、下記までお問い合わせください。

長野県医師国民健康保険組合

〒380-8571 長野市大字三輪1316番地9 長野県医師会館内
TEL 026-217-6200